

東邦大学（以下、「本学」という。）の研究者は、知的活動を担う科学者として、学問の自由の下に、自らの専門的な判断により真理を探究するという権利を享受するとともに、専門家として社会の負託に応える重大な責務を有する。

研究者は、常に社会に対する説明責任を果たし、科学と社会の健全な関係の構築と維持に自覚的に参画すると同時に、その行動を自ら厳正に律しなければならない。

本学は、ここに東邦大学研究者行動規範をさだめ、本学における研究に従事する、全ての者の規範とする。

1. 研究者の責任について

本学の研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

2. 研究者の行動について

本学の研究者は、学問ならびに科学研究の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動する。また、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を、科学的に示す最善の努力をすると共に、科学者コミュニティ、特に自らの専門領域における科学者相互の評価に積極的に参加する。

3. 自己の研鑽について

本学の研究者は、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努めると共に、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、常に最善の判断と姿勢を示すように弛まず努力する。

4. 説明と公開について

本学の研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

5. 研究活動について

本学の研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサーシップなどの不正行為を為さず、また加担しない。さらに本学が定期的に行う研究倫理教育プログラムを受講し、研究倫理を習熟・遵守する。

6. 研究費の適正な使用等について

本学の研究者は、公的研究費を含む全ての研究費が、第三者から当該研究に対する援助として配分された理由を十分に認識し、交付を受けた全ての研究費につき、原則学校会計に

計上し、研究計画に沿って適正に使用する。虚偽の支出操作等による研究費の不正使用、例えば、研究費の支出に伴う業者との間の預け金及び人件費の架空計上、カラ出張等の不正使用を為さず、また加担しない。また、研究費を原資として購入する機器、備品、消耗品等の発注および納品検収については、本学が定めるルールを遵守する。

7. 研究環境の整備について

本学の研究者は、責任ある研究の実施と、不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、科学者コミュニティおよび自らの所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

8. 法令の遵守について

本学の研究者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、本学の公的研究費使用ルール説明会を受講し、法令や関係規則を習熟・遵守する。

9. 研究対象などへの配慮について

本学の研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

10. 他者との関係について

本学の研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。

11. 差別の排除について

本学の研究者は、研究・教育・学会活動において、人種、性、地位、思想・宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

12. 軍事を目的とする研究一切の禁止について

本学の研究者は建学の精神「自然・生命・人間」に鑑み、軍事を目的とする研究を一切行わない。

13. 利益相反について

本学の研究者は、自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、或いは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

附 則

この規範は、平成 24 年 12 月 1 日より施行する。

この規範は、一部改正のうえ平成 27 年 11 月 1 日より施行する。

この規範は、一部改正のうえ平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

この規範は、一部改正のうえ令和元年 5 月 1 日より施行する。